

## 第4回「なごみ『満喫!』体験観光スタンプラリー・冬編」開催中

町では、町内に点在する観光施設や歴史的文化施設巡りと農業体験などの体験メニューとを併せたスタンプラリーを開催しています。和水の様々な体験を満喫してください。

応募者の中から抽選で、和水の特産品などが当たります。奮って応募ください。

**とき** 2月18日(金)まで

### スタンプラリールール

- ①スタンプラリーパスポートを町内の各体験施設などで取得してください。
  - ②スタンプ設置施設で「なごみ体験」をし、体験日を記入してスタンプを押してもらってください。
  - ③スタンプが2個以上たまったら応募してください。
  - ④たくさん集めるほど賞品の当たる確立がUPします。例えば、スタンプ6個の人は、大吉賞にはずれても、順に中吉賞、小吉賞の対象となります。
- ※体験は、事前に予約をしてください。

### 賞品

**【大吉賞・スタンプ6個】** なごみ米5kg、又は焼酎セット 5名様

**【中吉賞・スタンプ4個】** なごみの特産品詰め合わせセット 10名様

**【小吉賞・スタンプ2個】** 温泉入浴券 20名様

**協賛** (株)菊水ロマン館、三加和温泉郷組合

**応募締切日** 2月18日(金) 当日消印有効



※町内の各体験施設など  
詳しい内容は問い合わせ先まで

問い合わせ・応募先 本庁 経済課 観光係 ☎0968・86・5725

## 熊本県立農業大学校 平成23年度 新規就農支援 研修生募集案内

熊本県立農業大学校(以下農大)の新規就農研修は、これから県内で新たに農業を担う人々が、基礎的な農業技術を体系的に学ぶための研修です。

**研修実施期間**…4月11日(月)～12月9日(金) 毎週2日(月曜と金曜、または火曜と金曜)  
午前8時50分～午後4時20分 11月・農業派遣研修18日間(日帰り)

**募集定員**…60人程度

**出願資格**…県内において、農業を始めて間もない人や、これから農業を始めようとする人で、本格的な農業をめざす人(概ね63歳以下)

**研修内容**…(1)栽培に関する基礎技術の講義及び実習(野菜栽培・畑作物栽培・土づくりなど)  
(2)経営者として必要な知識技術に関する特別講義など(営農計画・農業機械・農産物流通・農地制度・農業金融・農業簿記・環境保全型農業・先進事例視察・学園祭参加・農業経営者の体験談など)  
(3)農家派遣実習

**受講料**…無料(ただし、教科書・資料代などは受講生の実費負担)

**出願手続**…所定の受講願書に必要事項を記入し、郵送または持参ください。

出願期間：1月17日(月)～2月10日(木)

出願先：〒861-1113 合志市栄3805

熊本県立農業大学校(研修部) ☎096・248・1188

※願書は農大または各地域振興局にご請求ください。

農大HPからもダウンロードできます。<http://www.pref.kumamoto.jp/site/noudai/>

**受講者の選考**…(1)選考方法は書類審査及び面接

面接日 2月22日(火)または23日(水)

(2)選考結果の通知は3月上旬に出願者あてに通知します。

## 町指定ごみ袋【手さげ袋タイプ】の販売について

1月から町指定ごみ袋【手さげ袋タイプ】の販売を開始します。

容量は15ℓで、1枚当たり15円です。

販売につきましては、本庁税務住民課と総合支所住民課、商店などのごみ袋販売委託先で行います。

ごみ袋販売委託先などの問い合わせにつきましては、下記担当までお尋ねください。

また、町ではごみの減量化などを図るために、生ごみ処理機設置補助もありますので、活用頂きますよう併せてお知らせします。



問い合わせ先	本庁 税務住民課	生活環境係	☎0968・86・5723
	総合支所 住民課	生活環境係	☎0968・34・3111(内線753)

## 野焼きは、法律で禁止されています

ごみの野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2で禁止されています。

野焼きの煙、すす、悪臭は周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシンなどの有害物質発生の原因となり、空気の乾燥しやすい時期には、火災を引き起こす危険性もあります。

罰則規定もありますので、家庭から出るごみは正しく分別し、適正に処理を行ない、野焼きや簡易焼却炉、ドラム缶、ブロック積みを使用した燃焼はやめましょう。

※例外規定もありますので、詳しくは下記担当までお尋ねください。



問い合わせ先	本庁 税務住民課	生活環境係	☎0968・86・5723
	総合支所 住民課	生活環境係	☎0968・34・3111(内線753)

## 高病原性鳥インフルエンザに注意しましょう。

冬は鳥インフルエンザが発生しやすい季節です。本年も10月26日(火)に北海道のカモの糞便から、11月30日(火)には島根県の鶏で、高病原性鳥インフルエンザが確認されています。

ペットの鳥や野鳥が死んだからといって、ただちに鳥インフルエンザを疑う必要はありませんが、1羽2羽と続けて死んだり、一度にたくさんの鳥が死んでいるのを見つけるなど、心配な場合には下記まで相談ください。

問い合わせ先			
・野鳥等の場合	玉名地域振興局	農林水産部林務課	☎0968・74・2138
・家畜(鶏)の場合	熊本県城北家畜保健衛生所		☎0968・46・2075

また、下記のホームページ等をご覧になり、皆様には正しい知識を身につけていただきますようお願いいたします。

環境省自然環境局鳥インフルエンザ緊急対策チーム

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

熊本県城北家畜保健衛生所 (☎0968・46・2075)

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/jouhoku/>